

## 学校経営のポイント

### “40人学級の見直しに着手”は朗報

若井 彌一

国会が始まった(1月18日)。期待されることは、言うまでもなく、国民の生活を守るに必要な主要事項について、財源の限られた制約のなかで具体的な政策の見直しをつけ、優先順位の高いものから取り組みを開始することである。しかし、その前に政治資金規正法違反容疑で国会議員ら3人が次々と逮捕されるという事態となり、期待はずれのドタバタ劇が展開される様相となってきている。

国会の混乱とは別に、1月15日の全国各紙は、40人学級の見直しに着手することを文部科学省が方針を固めたという内容の記事を掲げている。今回は、この報道について取り上げておきたい。

#### 約30年ぶりの“40人学級の見直し”

現在、公立小・中学校の1学級当たりの児童・生徒数は、40人が標準である。この40人をさらに引き下げて、少人数の学級編制を検討していくというのが、報道内容の骨子である。

この、いわゆる“40人学級”を根拠づけているのが「公立義務教育諸学校の学級編制及び教職員定数の標準に関する法律」(以下、「義務教育定数標準法」と略)である。すなわち、同法第3条は「学級編制の標準」という条文見出しで、「各都道府県ごとの、公立の小学校又は中学校(中等教育学校の前期課程を含む。)の1学級の児童又は生徒の数の基準は、次の表の上覧に掲げる学校の種類及び同表の中欄に掲げる学級編制の区分に応じ、同表の下欄に掲げる数を標準として、都道府県の教育委員会が定める」(第2項)と規定しており、小・中学校の同年の児童または生徒で編制する学級の場合、1学級の児童または生徒の数は「40人」が標準とされている。

この「40人」という人数の前は「45人」であったが、昭和55(1980)年4月25日の同法一部改正

により、「40人」に改められた。

その後の歳月の流れを速いと感じるのか、こんなにも長期に及んで標準学級人数の見直しを行わず、あるいは行い得ずに来たと感じるのかは、おそらく意見が分かれるところであろうが、約30年が経過した。

#### 現行でも“少人数学級編制”は可能

もっとも、まったく「少人数学級編制」への布石が打たれずにきたわけではない。平成13(2001)年3月31日の義務教育定数標準法の一部改正(公布)により、都道府県教育委員会は「特に必要があると認める場合」については、同法の定める標準数を下回る数を1学級の児童・生徒の数の基準として定めることができる(第3条第2項ただし書き)とされている。

したがって、現行制度のもとでも、都道府県単独の判断で国の標準数を下回る少人数を基準として編制することは可能である。ただし、あくまでも原則は40人であって、40人に満たない数での編制は例外的な措置ということになる。

新聞報道では、「8月末までに一定の結論を出す方針」であるという(1月15日付け『日本経済新聞』による)。しかしながら、冒頭で述べたような異常事態となっており、そのあおりをくらって、教育界にとっては長年の課題が、さらに先延ばしにされてしまう危険性もないとは言えない状況である。

少人数学級編制により期待できる教育的効果には、どのようなものがあるのか。教育現場から説得力のある意見や要望が公表されることを願うものである。説得力ある意見や要望が公表されること自体、国民の教育に関する関心と信頼感を増幅させる効果を発揮するであろう。

(わかい・やいち = 上越教育大学長)

●1月29日発売! ただいま予約受付中! 教育法規の改正、文教施策の展開に対応して増補改訂!

『増補改訂 図解・表解教育法規』 坂田仰/河内祥子/黒川雅子[共著]定価 3,150円

『スーパー教職大学院発進!』上越教育大学【編】A5判280頁・定価 2,520円